

印旛沼 改良区だより

発行所
〒285-0011 千葉県佐倉市山崎 143
水土里ネット印旛沼
印旛沼土地改良区
編集人 伊藤 幸雄
TEL 043 (484) 1155
FAX 043 (485) 3335
URL: <http://www.inbanuma-lid.jp>
E-mail: inba@inbanuma-lid.jp
印刷所
茨城県龍ヶ崎市
倉沢印刷株式会社



国営印旛沼二期事業
吐水槽が立ち上がる！
工事が進む 埜原機場
(写真データは国営事業所より提供)

地区及び組合員の状況

R3. 3. 31時点

○地区総地積 6,398 ha

○組合員総数 8,561 人

市町別内訳 (単位: 人/ha)

関係市町	組合員数	受益面積
印西市	2,549	2,568.7
栄町	794	763.9
成田市	768	710.7
酒々井町	520	270.8
富里市	46	17.1
佐倉市	2,182	1,335.8
四街道市	47	15.1
千葉市	62	36.6
八街市	270	94.0
八千代市	914	431.0
船橋市	123	44.8
白井市	286	109.7

理事長あいさつ

新緑の候、組合員の皆様には本土
地改良区の運営に際し、日頃よりご
理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げ
ます。

昨年来より続く新型コロナウイルス
感染症拡大については、収束の目途が
つかないなか今日を迎えております。
コロナ禍にあつては、幸い農業に従
事するにあたっては差し迫った影響
はありませんが、特に米価の落ち込
みや業務用を中心に需要が低迷、産
地からの出荷も大きく停滞し、先行
き不透明な状況下にあります。近年、
異常気象ともいえるなか災害の発生
も続き、米価の低迷は稲作農家にと
って非常に厳しいものがあります。

さて、総代会制度を始めとした法
改正に関する事項については、総代
選挙規程の新設など必要な改正を行
い、本年11月に任期満了を迎える総
代選挙では、これまでの選挙管理委
員会の管理から土地改良区で選挙を
執行することになりました。また、
12月には役員も任期満了となります
ので、円滑な改選となりますようご
理解ご協力を賜りたいと存じます。
国営印旛沼二期事業は、令和元年
度までの進捗率で約87%となつてお
り、今後の埜原ブロックや一本松ブ

ロックの確実かつ円滑な工事を、国
営事業所にはお願いするものであり
ます。

印旛沼地域にとっては、この国営
事業を契機に関連事業として基盤整
備を進めるに併せ、水稻の生産コス
ト低減技術の適用など図って行く必
要があると考えています。いずれの
地域でも担い手問題は差し迫つてお
り、担い手への農地集積を加速させ
るため、農地中間管理事業に関連す
る基盤整備事業が必要であり、改良
区としてもその推進の一役を担って
まいりたいと思います。

また先頃、政府において今後の土
地改良事業の指針となる、新たな土
地改良長期計画が決定されました。
新計画では農業の成長産業化を課題
とし、担い手への農地の集積はもと
より、スマート農業を実装可能とす
る整備など、政策課題に新たな数値
目標を掲げており、注視してまいり
ます。

結びに、印旛沼地域の農業農村の
発展のため、役職員一丸となり取り組
んでまいり所存ですので、皆様の更
なるご理解ご協力を賜りますよう、
重ねてお願い申し上げます。

令和3年3月 通常総代会開催

新年度一般会計予算ほか 全議案原案どおり可決

理事長
長谷川邦彦副理事長
土井 凱夫

令和3年3月30日、通常総代会が本区会議室において開催されました。昨年に引き続きコロナ禍の影響から、総代現員数60名より56名（書面議決書提出13名）の出席を得て、会議規模の縮小、時間短縮ほか考慮し午前9時に開会しました。来賓に、国営二期事業所長、印旛農業事務所所長、水資源機構千葉用水総合管理所所長が臨席され、事業の進捗状況を含めご挨拶を頂きました。

議長には印西市選出の富井康夫総代が選出され、令和3年度一般会計予算案等全13議案が上程され、慎重審議の結果、全案可決決定されました。

へ通常総代会提出議案へ

- 第1号 令和2年度一般会計補正予算案について
- 第2号 令和2年度特別会計補正予算案について
- 第3号 賦課徴収細則の一部改正について
- 第4号 令和3年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第5号 令和3年度総代・役員・委員等の報酬及び費用弁償等について
- 第6号 令和3年度一般会計収支予算案について
- 第7号 令和3年度特別会計収支予算案について
- 第8号 令和3年度農林漁業資金の借入について
- 第9号 組合費及び負担金、分担金、加入金等の随時賦課徴収について
- 第10号 金銭の運用方法及び預け入れ金融機関について
- 第11号 一時借入について
- 第12号 事業資金の借入について
- 第13号 国営二期事業に係る改良区所有財産の寄付について



今年は「総代・役員の選挙」が行われます。

- 総代(定数61名)は本年11月に任期満了となり、続いて12月には役員が改選となります。
今回の総代選挙から新たに規定された「総代選挙規程」により、土地改良区が選挙を執行管理します。

1 総代改選に向けた日程等について

【任期満了日】 令和3年11月20日

【選挙期日】 任期満了日前60日から10日迄

【立候補届出期日】

10月下旬から11月初旬に2日間を予定します。
(届出は、土地改良区事務所になります)

選挙期日や立候補届出期間等については、
理事会で決定してまいります。

3 役員(理事・監事)の改選について

現役員は令和3年12月22日任期満了となり、新総代による12月総代会で役員選挙を行い改選されます。

2 総代と総代会について

総代は任期4年間、組合員を代表し総代会を組織し、改良区の予算の議決や決算の承認、役員選挙、事業計画の設定等の重要事項を決定する最も大事な議決機関となります。

総代に立候補できる方は

- 年齢20歳以上の土地改良区の組合員で、
禁錮以上の刑に処せられ執行中でない方です。

円滑な総代改選に向けて

総代選挙は、土地改良区の組合員名簿に基づき行われますので、組合員資格の異動・喪失があった場合は、所定の届出が必要になりますので、改良区に連絡願います。



新任の御挨拶

関東農政局
印旛沼二期農業水利事業所

所長 田中 卓二

この4月の人事異動により、阿武前所長の後任として国営印旛沼二期農業水利事業所長に着任いたしました。平成23・24年度に関東農政局水利整備課長として発足まもない本事業を担当し、何回となく足を運ばせていただくなど思い入れの深い地区で再び勤務ができるのは、大変嬉しく、かつ、身の引き締まる思いです。関東農政局勤務の後、アフリカのルワンダ、JICA本部、本省国際部と国際関係の仕事が続き、直近は、APEC、G20の食料安全保障関係の窓口を務めていました。これから印旛沼地域において皆様と一緒に仕事をさせていただきますことを楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、印旛沼土地改良区の組合員の皆様には、日頃より当事業所の運営並びに事業推進に格別のご理解とご支援をいただいておりますことをこの場で厚く御礼申し上げます。また、昨年度以降、社会経済活動に多大な影響を及ぼしております新型コロナウイルス感染症が、一刻も早く収束することを心より祈念いたしております。

さて、この度、「改良区だより」の貴重な紙面をお借りしまして、当事業所が進めております事業や取組についてご報告させていただきます。

当事業所は、平成22年8月に開所してから早いもので11年ほどが経ちました。初年度に年間事業費1億5千万円で着手して以降、毎年度所要の予算確保と事業推進に取り組みで参りました。令和3年度は、当初予算で約22億5千万円の年度事業費を確保しており、令和2年度補正予算の約2億5千万円と合わせまして事業費ベースで約25億円となっております。令和2年度までの進捗は80%を超えており、本事業は事業工期の終盤に入っております。また、総事業費の改定と事業工期の延伸を実施させていただいたほか、事業採択後10年の節目を迎えた事業再評価を実施し、「事業計画に基づき、事業を着実に推進する。」という結果となっております。

工事については、昨年度、一本松機場掛かりと埜原機場掛かりの工事を中心に実施いたしました。一本松機場掛かりは、東側用水路工事を実施したほかポンプ設備の実施設計を、埜原機場掛かりは、過年度に引き続き埜原機場建設工事のほか埜原幹線用水路及び支線用水路工事を実施いたしました。一方、埜原機場関連の工事で長期間、広範囲に渡る道路の通行止めにより周辺の皆様にご不便をおかけしていること、この場を借りてお詫び申し上げます。今年度は、引き続き埜原機場掛かりでの機場及び用水路工事の実施と、一本松機場掛かりでの

用水路工事を予定しております。令和5年度の通水開始に向け、両ブロックとも安全かつ着実に工事を進捗させるとともに、既存施設の廃止にともなう撤去等の調整や、支線水路掛かりへの適正な配水確保などの技術的な課題について、土地改良区や関係機関との緊密な連携を図って参りたいと考えております。

また、本事業は、農業用排水機能の改善に加えて農業用水及び印旛沼の水質保全機能の増進を目指した新しいタイプの国営かんがい排水事業と位置づけられており、「水質保全機能増進のための行動計画（アクションプラン）」に基づき、循環かんがい施設の整備や、県・J・A・土地改良区の皆様と連携しながら環境保全型農業を促進しています。昨年このアクションプランの見直しを行ったところですが、折しも、農林水産省は、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」の策定を進めており、本事業の環境との連携を後押しするものと考えています。

長谷川理事長をはじめとする印旛沼土地改良区の役員の方々、並びに組合員の皆様のご支援・ご理解に改めて感謝申し上げます。今後ともより一層計画的で効率的な事業推進に努め、事業完了に向けて職員一丸となつて取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご支援ご協力を賜致します。



独立行政法人 水資源機構
千葉用水総合管理所

所長 宮下 武士

水資源機構の宮下でございます。着任から3年目の春を迎えました。

印旛沼土地改良区組合員の皆様におかれましては、日頃より水資源機構の事業運営及び印旛沼開発施設の管理運営につきまして格段のご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策では、いかなる場合も印旛沼の用水確保と出水時の確実な洪水排水に万全を期すべく、執務場所を庁舎内3箇所に分割して業務を行っており、アクリル板設置等の感染防止対策と併せて、万一感染者が出た場合でも確実に業務を継続できるようにリスク管理の強化を続けているところです。

さて、令和元年秋季には千葉県を三度の豪雨災害が襲い、10月25日の豪雨では印旛沼が昭和43年の排水機場管理開始以降の最高水位となり、結果として印旛沼に流入する河川周辺での浸水被害等が生じました。これを教訓として、平成26年度から実施していた印旛沼の予備排水をさらに強化することとし、昨年5月に印旛沼に係る機関で構成する「印旛沼に係る浸水被害軽減に向けた調整会議」にて予備排水開始の基準となる予測総雨量を引き下げる（総雨量150mm→100mm）こととしました。

昨年6月以降はこの新基準に従い、3回の予備排水を行

いました。この結果、印旛沼の常時満水位2・3m（5月8月は2・5m）に対し、最高でも2・5mの水位に抑えるなど、予備排水が概ね有効に機能したものと考えています。引き続き緊張感をもって印旛沼の洪水排水に臨んでいきたいと考えています。

全国的にも激甚な水害が近年頻発しており、今後も気候変動によって降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化が懸念されています。こうした対応には、これまでの河川管理者による治水対策だけでは追いつかないことから、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として「流域治水」の考え方が国によって示されています。利根川下流域でも昨年8月に「利根川下流域治水協議会」が設置され、12月には印旛沼流域の市町、印旛沼二期事業所、水資源機構千葉用水等もメンバーに追加されました。3月には同協議会によって「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」が公表されており、印旛沼ではハード面での堤防整備や河道掘削等とともに、ソフト面での洪水ハザードマップの更新、災害が発生しやすい地域の立地適正化計画の検討を進めていくこととされています。

次に、東京オリンピックが1年延期されましたが、昨年同様、利根川流域でオリンピック期間中に渇水を発生させないよう、国土交通省を中心にさまざまな対策が行われています。その一つに、年末年始の寒波で平年並みの積雪状況となつている利根川の豊富な融雪水の一部を、利根川と荒川を結ぶ武蔵水路（水資源機構管理）を使って荒川下流部の調整池へ温存する操作が行われています。

一方の印旛沼流域では令和元年10月以降は安定した降雨に恵まれており、利根川からの水のくみ上げを行わず、印旛沼流域の水だけで沼の水位を維持できる状態が1年半ほど続いており、こちらも昭和43年の管理開始以降で最長の記録を更新しているところであります。ただ、令和元年4月には2週間ほど早天が続いたことと代かき期が重なったことで、沼の水位が2・0m近くまで低下する事態に陥りました。利根川から水を汲み上げようにも利根川流量も少なく、当時機構にて国土交通省に水融通のお願いに行きましたが、まずは印旛沼流域で自主的な渇水対策を行うべきとの指摘を受けました。気候変動による気象の極端化で、今後このような渇水リスクが想定されることから、印旛沼の渇水時の調整ルールについても今後県や関係水者と協議し、合意を得ていきたいと考えています。土地改良区の皆さまにもご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、印旛沼土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご活躍、ご健勝をご祈念申し上げます。

改良区からのお知らせ

令和 3 年度 経常費・維持管理費の賦課金単価 (10a 当り) (単位：円/10a 当)

賦 課 種 別	単 価	支 区 名	単 価	支 区 名	単 価
1. 経 常 費 賦 課 金	3,950	⑥ 高 崎 川 支 区	4,600	⑪ 酒 々 井 支 区	5,500
2. 維持管理費賦課金	(支区別単価)	⑦ 埜 原 支 区	3,500	⑫ 布 鎌 支 区	3,500
① 八 千 代 支 区	4,200	⑧ 印旛沼北部支区	3,100	⑬ 鹿島川上流支区	6,500
② 佐 倉 西 部 支 区	5,000	⑨ 佐 倉 北 部 支 区	4,000	⑭ 印旛沼東部支区	3,800
③ 一 本 松 用 水 支 区	5,500	⑩ 中 央 支 区	3,500		
④ 平 戸 支 区	7,000	【備考】 ・ 本表は甲地区単価を掲載 (乙地区は経常費1,316円) ・ 畑は経常賦課金・維持管理賦課金とも 1 / 3			
⑤ 神 崎 川 支 区	4,000				

令和 4 年度より口座振替による賦課金の徴収を行います

令和 4 年度より口座振替による賦課金の徴収を行う事となりましたので、納付に便利な口座振替をご利用下さい。尚、申し込みをされた翌年度より口座振替を開始致します。

◆口座振替依頼書は改良区HPよりダウンロード頂くか、改良区会計課までお問い合わせください。折り返し、申し込み案内を送付致します。(令和 3 年度は全組合員配布を行っております)

賦課金は納期までに納入下さい

3月30日に開催された通常総代会におきまして、本年度の賦課金及び徴収期日が下表のとおり確定いたしました。

◆賦課金は、皆さんの組織である土地改良区運営の根幹を成すもので、円滑な事業の実施に必要な財源であります。
別掲の賦課金納入状況のとおり、平成 3 1 年度 賦課金 (経常費・維持管理費) の収納率は、分区役員さんをはじめ組合員皆さまのご理解により 9 9 % 以上の徴収率となっております。
賦課金が期限内に納入されることにより、施設の維持管理ほか予算に基づく執行が可能となりますので、ご理解ご協力をいただき納入期限までの納入を宜しくお願いいたします。

令和 3 年度 賦課金の賦課期日及び納入期限

賦 課 種 別	賦 課 期 日	納 入 期 限	付 記
1. 経 常 費 賦 課 金	R3. 4. 23	R3. 6. 15	上記単価により地積割に賦課
2. 維 持 管 理 費 賦 課 金			
3. 農 林 漁 業 資 金 等 償 還 金	R3. 10. 1	R3. 11. 1	農業基盤整備促進事業 大竹地区、葉崎地区
4. そ の 他、 特 別 賦 課 金	賦課徴収の必要が生じた場合は、総代会で定める。		

分区徴収における徴収手数料及び完納奨励金について

賦課金の納入におきましては、徴収分区を設定いただき地元徴収役員さんをお願いしておりますが、分区徴収にあたり賦課金納付奨励規程から奨励金を交付しております。

◆賦課金 (経常費・維持管理費) における「徴収手数料」は、分区徴収された納入額に対し 2 % を、「完納奨励金」については、分区徴収における分区賦課額 (分区組合員の賦課金合計額) の 9 0 パーセント以上の納入がされた分区に対し、納期限内にあっては 2 %、納期後 1 ヶ月以内にあっては 1 % を交付させていただいております。

納期内に納入されない方には ……

納期内に納入されない方に対しては、「督促状」を発行し早期の納入をお願いしております。

◆督促状が発送されますと、規程により過怠金として「督促手数料及び延滞金 (年 1 4. 6 %)」が加算されますので、必ず期限内の納入をお願いいたします。
また、督促状を発しても納入されない方に対しては、土地改良法第 3 9 条 (差押) の処分対象者として手続きを開始しますので留意願います。

改 良 区 か ら の お 知 ら せ

組合員を変更する場合は、印旛沼土地改良区総務課へ連絡をお願いします。

- ・ 現在、賦課されている土地について、**売買**や**相続**に伴い**名義変更・経営移譲・賃借契約**等により変更が生じた場合には、印旛沼土地改良区へ書類（**組合員資格得喪通知書**）の提出が必要です。
- ・ 毎年 4 月 1 日現在の土地台帳に基づきまして、賦課金を算出しております。届出の手続きを行いませんと**組合員は変わりません**。
- ・ 法務局で**売買**や**相続**の**登記**が済んでいても、改良区に書類の提出がない場合変更されません。
- ・ 様式につきまして、改良区に來所していただく他に書類の郵送、改良区のホームページから様式をダウンロードできます。

【組合員資格得喪通知書（様式）】

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記の土地について次のとおり組合員資格が得喪いたしましたので、土地改良法第43条第1項の規定により連署して届け出ます。

現 資 格 者	C											
〒												
住 所												
(フリガナ)												
氏 名							@					
生 年 月 日 (M ・ T ・ S ・ H)							年		月		日 生)	
連 絡 先 (							—		—		) 性 別 男 ・ 女	
携 帯 電 話 (							—		—		)	

新 資 格 者	C											
〒												
住 所												
(フリガナ)												
氏 名							@					
生 年 月 日 (T ・ S ・ H ・ R)							年		月		日 生)	
連 絡 先 (							—		—		) 性 別 男 ・ 女	
携 帯 電 話 (							—		—		)	

1. 資格得喪の原因及び時期
- 1) 原 因 【 経 営 移 譲 ・ 相 続 ・ 売 買 ・ 交 換 ・ 贈 与 ・ 賃 借 解 除 ・ 賃 借 契 約 ・ そ の 他 () 】
- 2) 時 期 【 令 和 年 月 日 (予 定) 】

2. 資格得喪の対象たる土地

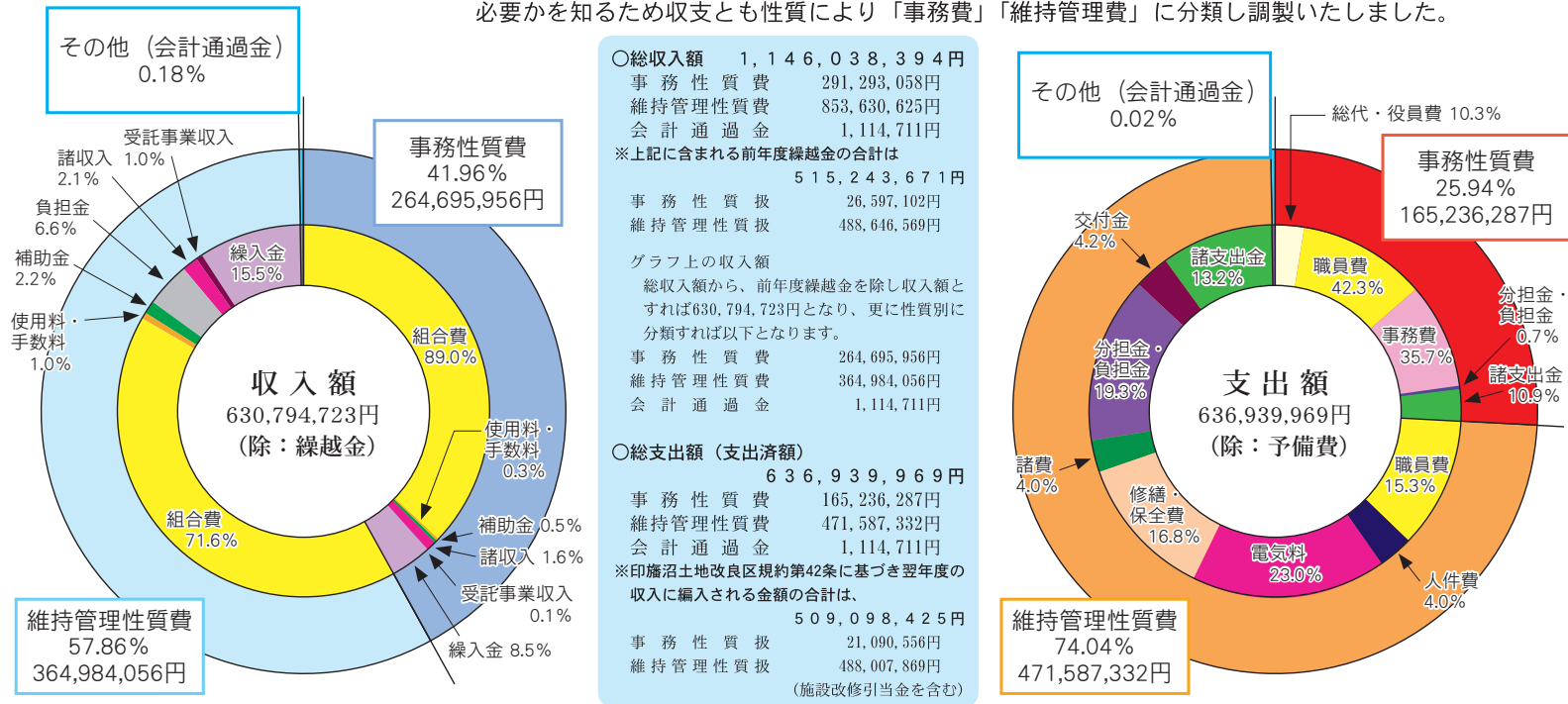
市 町	大 字	字	地 番	地 目		地 積 (㎡)	所 有 者 (予 定)		支 区 ・ 工 区 ・ 管 理 区 名	摘 要
				登 記 簿	用 途		住 所	氏 名		

農地転用される方へ

- ・ 土地改良区内の農地を農地以外に転用をする場合には改良区への「**届出**」が必要です。また、「**地区除外決済金**」が掛かります。
- ・ 「**届出**」とは、土地改良区域内の農地（田・畑）を農地以外のものに転用される場合に届出を必要とします。
- ・ 「**地区除外決済金**」とは、その農地に投資した土地改良資金の借入金の残額や、今後必要とされる維持管理費等を納めて頂くものです。
農地が転用によって減少すると、残った農地に対する負担の過重が大きくなることから、農家負担の公平を図るため土地改良法第42条2項の規定により決済金を納めて頂くことになっています。
- ・ また、市街化区域内の農地の転用や、公共事業用地として買収された場合においても同じく届出及び決済が必要になります。
手続きしませんといつまでも、賦課され続けますのでご注意ください！

令和1年度 一般会計と維持管理事業特別会計

組合費はこうに使われました



○ 以上、収支決算の状況から、収入した額（除く繰越金）で考察すれば事務性質扱いで収入した264,695,956円に対し、その支出は165,236,287円で一方の維持管理性質扱いは、収入で364,984,056円、支出で471,587,332円となり不足が生じています。

各々過不足にあつては、利水・排水管理及び利用調整など受益地共通の維持管理事業を「共通維持管理費」と称し、一般会計で執行することにより調製され相互補完することで成り立っています。

令和1年度 会計別決算の状況

(単位：円)

会計名		収入	支出	繰越額
1	一般会計	313,387,506	292,296,950	21,090,556
2	維持管理支区特別会計	832,650,888	344,643,019	488,007,869
小計		1,146,038,394	636,939,969	509,098,425
3	国営造成施設管理体制整備促進事業	28,150,000	28,150,000	0
4	県営土地改良事業	1,127,150	1,127,150	0
5	団体営土地改良事業	81,272,400	81,272,400	0
6	維持管理適正化事業	1,572,000	1,572,000	0
7	維持管理費負担軽減対策事業	54,752,300	0	54,752,300
8	県管理他機場操作関係等	70,110,754	42,052,973	28,057,781
9	維持管理強化事業	186,893,559	30,022,500	156,871,059
10	多面的機能支払促進	0	0	0
11	農林漁業資金等借入償還金	35,739,449	35,739,449	0
12	環境保全対策調査事業	28,653,304	0	28,653,304
13	災害関連事業	53,184,972	37,264,371	15,920,601
14	その他諸事業特別会計	5,806,703	294,718	5,511,985
15	消費税納税引当金	5,675,826	2,954,080	2,721,746
16	地区除外・開発行為	39,675,205	14,694,090	24,981,115
17	備荒積立金等	4,619,421,467	60,571,232	4,558,850,235
小計		5,212,035,089	335,714,963	4,876,320,126
18	基本財産	195,982,011	483,900	195,498,111
合計		6,554,055,494	973,138,832	5,580,916,662

令和1年度 財産目録

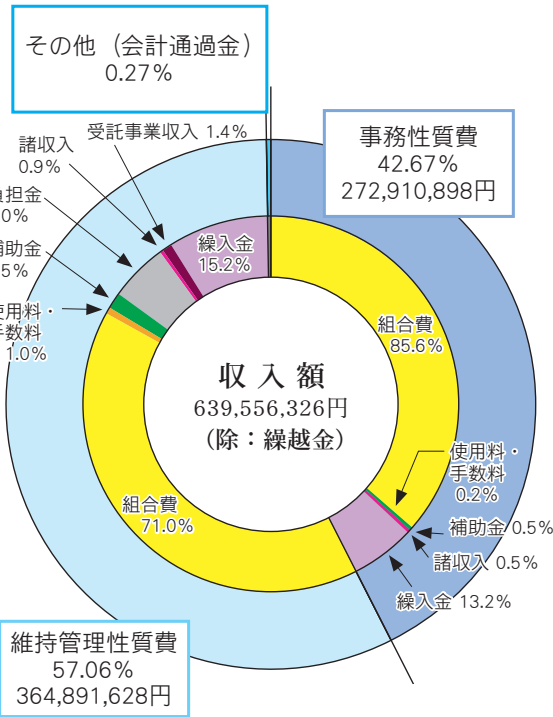
(単位：円)

資産の部		5,896,067,060	負債の部		4,648,125,313
1. 流動資産		5,648,173,205	1. 長期負債		102,471,428
(1)	現金及び預金	898,660,329	(1)	農林漁業資金等	102,471,428
(2)	未収金	8,360,880	(2)	管内金融機関等	0
(3)	特定資産	4,545,653,885	(3)	国営事業負担金	0
(4)	基本財産	195,498,111			
2. 固定資産		247,893,855	2. 短期負債		4,545,653,885
(1)	土地（事務用地）	37,400,000	(1)	前受金	0
(2)	建物・設備	166,308,864	(2)	未払金	0
(3)	機械・器具	16,327,025	(3)	見返り預金	4,545,653,885
(4)	備品	27,857,966			

令和 3 年度 一般会計と維持管理事業特別会計

組合費の使われ方

○令和 3 年度における一般会計と維持管理事業会計の予算額を合わせ記しました。
※経常的に賦課を行い、その収入により運営される一般会計と維持管理事業特別会計を合わせ記しました。（大部分の土地改良区では維持管理事業を展開することが通常であるため、このように記しました。）また、収支とも性質により「事務費」「維持管理費」に分類し説明いたします。（考え方は、決算の説明と同じです。）

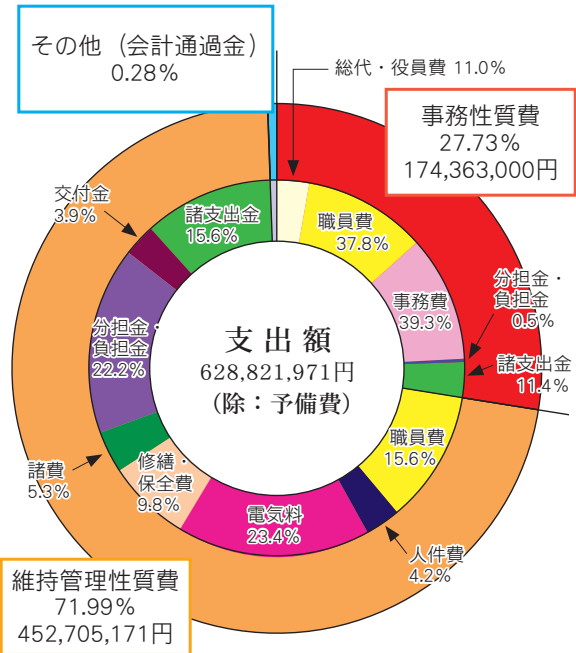


○総収入額 1,183,056,326円
事務性質費 298,910,898円
維持管理性質費 882,391,628円
会計通過金 1,753,800円
※上記に含まれる見越繰越金の合計は 543,500,000円
事務性質扱 26,000,000円
維持管理性質扱 517,500,000円

グラフ上の収入額
総収入額から、見越繰越金を除き収入額とすれば639,556,326円となり、更に性質別に分類すれば以下となります。
事務性質費 272,910,898円
維持管理性質費 364,891,628円
会計通過金 1,753,800円

○総支出額 (支出済額) 1,183,056,326円
事務性質費 194,687,558円
維持管理性質費 986,614,968円
会計通過金 1,753,800円
※上記に含まれる予備費・施設改修引当金の合計 (使途が限定されず又は備荒対策の資金) は 554,234,355円
事務性質扱 20,324,558円
維持管理性質扱 432,285,797円
施設改修費扱 101,624,000円

グラフ上の支出額
総支出額から予備費・施設改修引当金相当額を除き、支出額とすれば627,068,171円となり、更に性質別に分類すれば以下となります。
事務性質費 174,363,000円
維持管理性質費 452,705,171円



○施設改修費とは、維持管理会計内に使途を明確にした資金を留め置き、経済事情の急変、災害等緊急を要する事業など、予定外の支出に充てる、財政調整的な性格を帯びた資金のことを指します。事故等発生したときなど、組合員の極端な負担増を回避するために使われます。よって、維持管理性質費の見越繰越額が大きな数字となりますが余裕金ではありません。

令和 3 年度 会計別予算状況

			(単位：円)	
一般会計			予 算 額	
1	一 般 会 計		325,155,567	
2	維 持 管 理 支 区 特 別 会 計		857,900,759	
小 計			1,183,056,326	
3	国営造成施設管理体制整備促進事業		28,150,000	
4	団 体 営 土 地 改 良 事 業		8,000,000	
5	維 持 管 理 適 正 化 事 業		1,572,000	
6	維 持 管 理 費 負 担 軽 減 対 策 事 業		58,196,400	
7	高 濃 度 PCB 廃 棄 物 処 理 事 業		5,846,900	
8	県 管 理 他 機 場 操 作 関 係 等		78,294,521	
9	維 持 管 理 強 化 事 業		185,745,379	
10	多 面 的 機 能 支 払 促 進		3,000,000	
維持管理事業特別会計			予 算 額	
11	農 林 漁 業 資 金 等 借 入 償 還 金		7,252,820	
12	環 境 保 全 対 策 調 査 事 業		28,868,620	
13	災 害 応 急 事 業		16,458,891	
14	そ の 他 諸 事 業 特 別 会 計		7,844,675	
15	消 費 税 納 税 引 当 金		7,560,169	
16	地 区 除 外 ・ 開 発 行 為		12,152,000	
17	備 荒 積 立 金 等		4,594,816,141	
小 計			5,043,758,516	
18	基 本 財 産		195,796,352	
合 計			6,422,611,194	

令和 1 年度 賦課金納入状況

					(単位：円)	
賦 課 金 の 種 別	調 定 額	納入済額	徴収率	徴収未済額		
1 経 常 賦 課 金	236,435,980	235,598,830	99.64%	837,150		
2 維 持 管 理 費	262,325,900	261,439,530	99.66%	886,370		
3 団 体 営 事 業 借 入 償 還 金	2,945,820	2,945,820	100.00%	0		

topics

基盤整備事業の実施に向けて！ 宮崎まさお参議院議員を迎えて（令和2年8月）



事業要件など意見交換



基盤整備予定地区にて

印旛沼土地改良区では、農地中間管理関連農地整備事業による基盤整備に向け、現在、3地区が調査・測量・設計事業を実施しています。

令和2年8月26日、宮崎雅夫参議院議員を迎えて、事業要件や基盤整備の推進に向け指導いただきました。

続いて現地調査では、理事長と共に国営印旛沼二期事業により令和2年より通水開始した「宗吾西機場」に立ち寄り、施設の更新状況や用排水系統など確認しました。

最後に基盤整備予定地区に出向き、早生種の稲刈り最中のなか計画図を手に担い手による営農イメージなど意見交換しました。

【農地中間管理事業について】

国は担い手への農地の利用集積について、日本再興戦略（平成25年6月14日）において、農林水産業を成長産業とするための成果目標の1つとして「今後、10年間で、全農地面積の8割が、担い手によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする」とし、平成25年度末の担い手への農地利用集積率48.7%を平成26年度から令和5年度までの10年間で31.3%増加させ、80%とするしました。

しかしながら、6年経過した、令和元年度の実績は57.1%となっています。

千葉県は千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（平成26年3月）・千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（平成26年4月）において、概ね10年後の担い手への農地利用集積率の目標を51%としました。しかしながら、令和元年度の実績は25.2%です。この集積率は令和元年度の耕地面積10万ha以上を有する14の都道府県で最下位です。この状況を打開するため、千葉県農地中間管理機構は基盤整備事業を中心に据えて集積率の向上を図るとしています。

一方、千葉県の耕地面積は平成25年度には、127,700haでしたが、令和元年度には124,600haと6年で、3,100ha減少しています。

このまま放置すると、緑豊かな地域環境を次世代に引き継ぐことができなくなるのではないのでしょうか。この問題を自ら打開するため、まず、第一歩として、分かっているようで分からない、地域の現状を正確に把握するため、アンケートを実施し、その結果を分析し、図面に落とし、現状を地域の共通認識とした上で、徹底した話し合いにより「地域の将来方針」を作成する『人・農地プランの実質化』に着手してみたいかがでしょうか。『人・農地プランの実質化』の主な作業は市町が中心となり進めてくれます。

印旛沼土地改良区は、全国に先駆け、水田農業の方向性を見定め、その対策の1つとして、「担い手育成のための大区画ほ場整備事業」を実施してまいりました。この事業は農業を続ける農家にとっては、経営の拡大・合理化に寄与し、後継者が無く農業を辞めたい農家にとっては農地を貸すことで農地所有者の責務を果たし、農地荒廃による更なる資産価値の低下を防ぎ、農地所有に伴う諸支出の幾分かの補いを得ることが出来るというメリットをもっています。新たな時代にはその時代に合った創意工夫、舞台及び舞台装置が必要です。平成30年度からは、農地中間管理機構が借り受けた農地について、一定の要件のもと、農業者の申請、同意、費用負担なしで農地の集積・集約化に必要な農地整備事業を実施出来る、農地中間管理機構関連農地整備事業が施行されています。（農地整備事業実施前に必要な調査・測量・設計事業費等については地元負担が必要です。）



これから、農地は相続等により更に分散状態となります。地域の歴史上の偉人はあなたです。国の農業政策を活用し、荒廃農地の増加を防ぎ、緑豊かで活気のある印旛沼周辺を創造し、所有農地の抱える問題を解決した上で、次世代に引き継ぐために行動する時期が来たようです。各支区、各地域において状況が異なります。地域の話し合い等の進め方については、地域にあった推進体制が必要です。地域のご要望に応じて関係機関と共に対応してまいります。

【連絡先】農地中間管理班 班長 岩本 光成
電 話 043-484-1155

印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会からのお知らせ

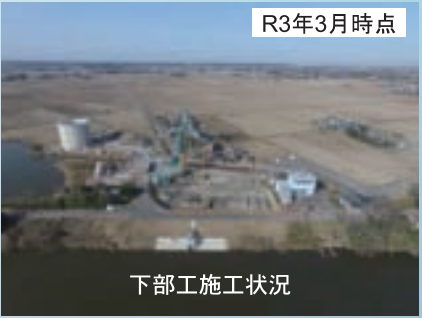
平成 2 2 年度に着手し 1 1 年を経過した国営かんがい排水事業「印旛沼二期地区」（国営流域水質保全機能増進事業）は埜原、一本松、宗吾西ブロックにおいて機場、水路工事のほか旧施設の撤去工事が実施されました。

引き続き令和 3 年度は埜原、一本松ブロックを中心に工事が予定されています。【令和 3 年度事業概要図参照】

関係組合員の皆様には工事中ご不便ご迷惑をお掛け致しますがご理解ご協力のほど宜しくお願いします。



事業概要	
関係市町 (4市2町)	成田市、佐倉市、八千代市 印西市、酒々井町及び栄町
受益面積	5,002ha (水田5,002ha)
事業費	43,500百万円
事業期間	平成22年度～令和6年度
主要工事 計画	揚水機場 3箇所 用排水機場3箇所 幹線用水路2条L=1.2km 幹線排水路1条L=1.1km 支線用水路35条L=51.7km



下部工施工状況

ドローンで見る「埜原機場」建設現場の進捗状況

写真提供: 国営事業所



工事着手前



樋門建設状況



吐水槽建設状況



国営印旛沼二期地区では、印旛沼の水質保全につながる循環かんがい施設を整備するとともに、環境にやさしい農業を推進しています。

水田へ投入する化学肥料や化学合成農薬の量を減らしたり、浅水代かきなどにより濁水の流出を抑えたりすることで、環境負荷が軽減されます。

印旛沼の水質を守るため、環境に配慮した農業に取り組みましょう。

くわしくは印旛沼二期地区地域用水対策協議会ホームページへ。



農業用水は限りある資源

「印旛沼」にやさしい農業

地域で守ろう恵みの水

「印旛沼二期地区」
地域用水対策協議会

【水利使用】について

取水期間は4月11日～8月31日

印旛沼地区では 4 月より用水供給が開始されますが、国土交通省が許可する河川「印旛沼」より取水する水利使用規則には、取水期間と水量が定められています。

本地区のかんがい（農業用水）を目的とした取水口は印旛沼周辺に31箇所あり各取水口の取水量の測定は毎日行い河川管理者に報告しなければなりません。

また、超過取水や期間外取水などは水利権の取り消しなど厳しい措置が講じられます。

適正な取水管理は節電にもつながります。各ほ場の小まめな水管理やポンプの運転時間の短縮など維持管理費の軽減のためご協力をお願いします。

田園環境 クリーンアップ作戦

水土里ネット印旛沼ではこれまで水土里ネットが果してきた役割、機能をあらためて見直すとともに、農業の多面的機能を発揮し、農業の持続的発展と豊かで住みやすい農村の振興に向けた取り組みとして地域に期待される新たな役割を果たす土地改良区へ21世紀土地改良区創造運動を展開しています。

その運動の一つが田園環境クリーンアップ作戦です。

この作戦とは？

不法投棄に対して水土里ネットが主体的に監視体制をつくり不法投棄の早期発見から対処までの活動を展開し、不法投棄を防止し美しい田園空間の維持保全を図ることがこの作戦の目的です。

活動内容

- ①各支区から監視員を選出し、地域の巡視を行う
- ②警告看板等の設置
- ③除草作業の拡充
- ④関係機関との連携
- ⑤啓発活動



低地排水路に設置されている啓発看板

お願い

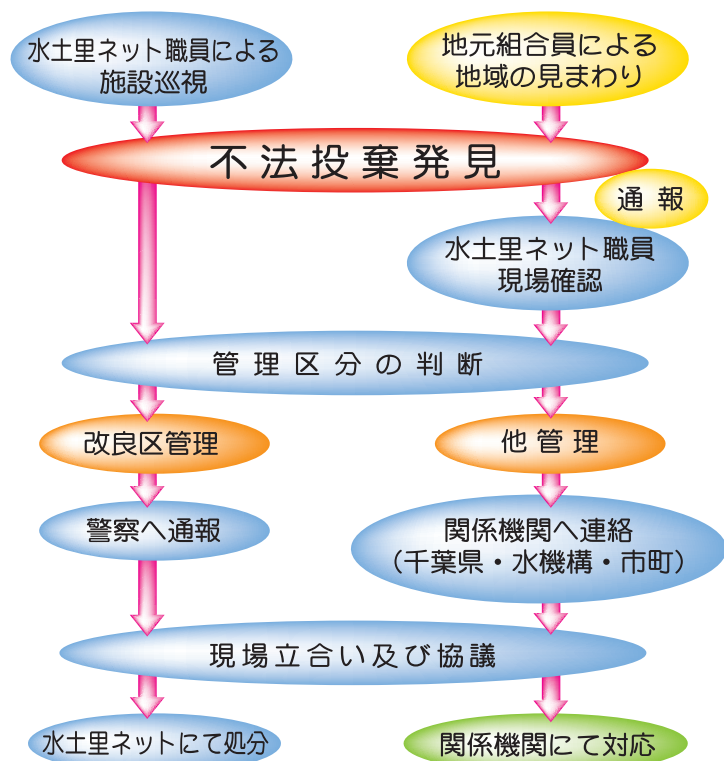
- 排水機場付近への不法投棄物も多く、排水不良はもとより排水機場の故障の原因にもなりかねません。
- 農家から不法投棄されたと思われます、畔シートやビニール等も多く目につきますので農家の方々には、注意をお願いいたします。

田園環境クリーンアップ作戦

◎不法投棄防止に向けての水土里ネット印旛沼の取り組み

- 水土里ネット職員による基幹施設の定期巡視
- 不法投棄防止、監視記載の看板設置（安全管理費にて対応）
- 地元組合員に対する農機具等の投棄禁止の啓蒙

◎不法投棄に対する水土里ネット印旛沼の体制



※処分費については安全管理費を充当



【注意】特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」 —繁殖が旺盛で拡がりやすいため早期駆除を！—

茎断片から芽が出て急激に生育します。
用水を介して拡がるので見つけたら**早期の駆除**を！

水路での拡がり



群落

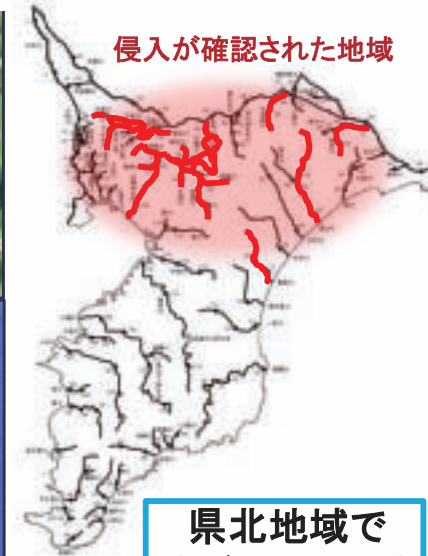
水路一面に拡がり、
水路をふさぎます

水中～陸上まで生育できます

ナガエツルノゲイトウの葉と花



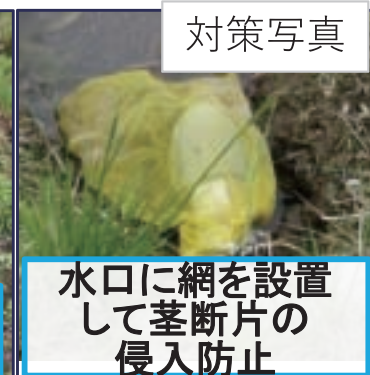
特徴：花茎が長い

ナガエツルノゲイトウが確認
されている湖沼・河川(赤色)

侵入が確認された地域

県北地域で
拡がっています

水口からの侵入に注意！

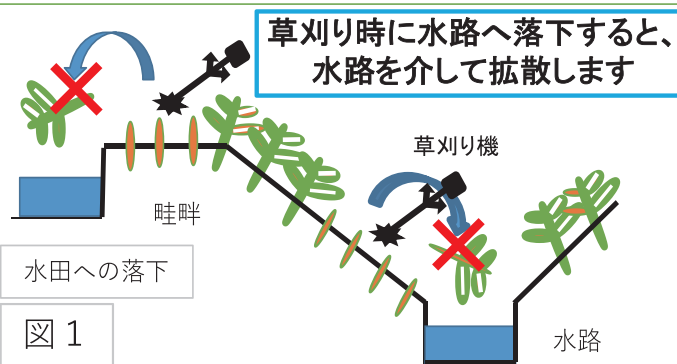
ひどい場合は、イネに
覆い被さり収穫が困難に！

対策写真

水口に網を設置
して茎断片の
侵入防止

○報告されている対策事例

- ・水路では、網等を用いて茎断片を下流へ流さないようにして回収します(参考文献1)。
- ・水口に網を設置(対策写真)(参考文献2、3)。
- ・水田畦畔に発生がみられる場合は、**非選択性除草剤(グリホサートカリウム塩)**を散布(使用回数注意)し、再生した場合再度駆除します(参考文献3)。
- ・水田畦畔における草刈り後の茎断片は再生するため、放置せず、**ビニールシートで包み蒸し込み完全に枯死**させ再生を防ぎます(参考文献1)。



- 【参考文献】1. 農林水産省、外来生物対策指針(平成20年3月)
2. 林ら、千葉生物誌、64巻1号(2014)
3. 嶺田ら、水土の知、88巻11号(2020)

注意点

- ・定着すると防除が困難なので、写真を参考に**早期発見**に努め、小さいうちに丁寧に抜き取るなど、**徹底除草**で防ぎます(参考文献3)。
- ・特定外来生物なので、除草した後は**その場で枯死させた上で処分・運搬**してください。
- ・**水系に拡散させない**ために、草刈り時に落下した茎断片が水路に流れ込まないように注意してください(図1)。

令和2年度 土地改良事業の概要

事業名	地区名 (関係市区名)	工期	全 体		令和2年度事業		令和3年度事業(予定)		備 考 (負担割合)
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
国営かんがい排水事業	印旛沼二期地区 成田市、佐倉市 八千代市、印西市 酒々井町、栄町	H22 ～ R6 (R9)	揚水機場 N=3箇所 用排水機場 N=3箇所 幹線用水路 L=1.2km 幹線排水路 L=1.1km 支線用水路 L=51.7km 受益面積 A=5,002ha	43,500,000	埜原機場工事 埜原幹線・支線用水路工事 一本松師戸用水管工事 旧機場撤去工事 宗吾西低地排水路工事 調査測量設計一式	2,930,000	埜原機場工事 埜原幹線・支線用水路工事 一本松師戸用水管工事 旧機場撤去工事 調査測量設計一式	2,250,000	国66.6%、県25%、 地元8.4% (地元負担の内訳) 用水：関係市町6.0%、 農家2.4% 排水：関係市町8.4%、 農家0%
県営農業競争力強化基盤整備事業	埜原 (埜原)	H27 ～ R6	排水機場 N=1箇所 排水路工 L=2,425m	1,171,600	埜原機場工事 調査設計一式	93,721	埜原機場工事 調査設計一式	263,000	国50%、県25%、 市25%
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	弥富川 (鹿島川上流)	H28 ～ R5	排水路護岸工 L=1,450m	519,380	排水路護岸工事 調査設計一式	91,945	排水路護岸工事 調査設計一式	107,100	国50%、県25%、 市25%
国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型) [令和3年度より 許可支援費は、 水利施設管理強化 事業へ移行]	印旛沼	【第1期】 H12～H16 【第2期】 H17～H21 【第3期】 H22～H29 【第4期】 H30～R4	【第1・2期】 電力料・整備補修費他一式・安全管理 【第3期】 電気料・整備補修費他一式・安全管理 【第4期】 電気料・整備補修費他一式・	【第1期】 180,430 【第2期】 186,300 【第3期】 231,607 【第4期】 140,750	【第4期】 電力料・整備補修費他一式	28,150	【第4期】 電力料・整備補修費他一式 [令和3年度より許可支援費は、水利施設管理強化事業へ移行] 計画更新活動、推進活動一式	27,900 250	【補助金】 農業外効果にかかる補助金 全体経費の37.5%以内 国50%、市町50% 国50%、県50%
農業基盤整備促進事業	内田 (鹿島川上流)	H28 ～ R2	揚水機場工N=2基 用水路工ℓ=47.39m	49,864	H31年度繰越事業 用水路工ℓ=47.39m 実施設計施工監理一式	13,684	令和2年度完了	—	国50%、市10%、 改良区20%、地元20% R2年度単独維持管理負担軽減対策事業対応
単独災害復旧事業	印旛沼	H31 ～ R2	全体復旧62箇所 (内訳) 機場関係復旧60箇所 水路関係復旧2箇所	42,389.6	全体復旧18箇所 (内訳) 機場関係復旧18箇所	7,520.7	令和2年度完了	—	関係市町10%～50% 改良区90%～50%
高濃度PCB廃棄物処理事業	印旛沼	R3	運搬及び処理 30件 コンデンサ・変圧器補修一式	5,896.7	令和3年度へ繰越	—	運搬及び処理 30件 コンデンサ・変圧器補修一式	5,896.7	運搬費：国50% 改良区50% 処理費：改良区30%

編集後記

昨年4月7日に、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発せられ一年が経過しました。オリンピックイヤーながら未だ収束の出口が見えていません。様々な行事や会議が縮小中止を余儀なくされ、常にコロナを意識の下に置くことで息苦しさを感じられます。

その様な中、今年も用水時期を迎え農家と共に繁忙期を迎えました。まずは今年一年、災害など無く豊作の秋を迎えられるようお祈りし、これまで以上に業務に専念してまいります。

用排水施設の安全対策について

4月から8月まで農業用水期となり、半年以上休止していた用水機場が一斉に稼働し始めます。これまで水が流れていなかった用排水路や堰などでは、水の量や勢いが増してきます。

大雨時に農家の方々が見廻り作業する場合も注意いただきたいところですが、特に子供が水に親しむ季節となり興味を引く場所となります。

改良区では基幹施設保全管理業務として、管内小中学校の児童生徒に向け安全啓発用の物資を作製し配布しています。

夏休みに入ると水路等での事故が毎年報道されます。

付近で遊んでいたり、危険な場所で釣りなどしている子供たちを見かけたら、注意を促してあげて下さい。

